

「北九州市まち・ひと・しごと創生推進本部」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市役所全体で国の「まち・ひと・しごと創生本部」と連携し、女性・若者の定着や地域活性化の推進を図るため、北九州市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下、「推進本部」という）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中長期的な政策目標を設定し、今後5年間の目標と施策の基本的方針を決定すること
- (2) 「まち・ひと・しごと創生本部」に係る情報提供及び収集に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部には本部長、副本部長及び本部員を置き、それぞれ別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する副本部長がこの職務を代理する。
- 3 本部長は、本部員のほかにオブザーバーに出席を求めることができ、オブザーバーは必要に応じて、意見を述べることができる。

(事務局)

第4条 推進本部の運営にあたり、国の「まち・ひと・しごと創生本部」に関する情報提供や報告の取りまとめを行なうため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、企画調整局地方創生推進室とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部において定める。

付 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	各局区室委員長